

(2) 申請手数料等

次の区分により、あらかじめ納入してください。

(表8 P. 34～P. 35参照)

申請区分	長野県知事許可		国土交通大臣許可	
	金額	納入方法	金額	納入方法
新規	手数料 90,000円	長野県 収入証紙	登録免許税 150,000円	浦和税務署 へ納入
許可換え新規				
一般・特新規				
業種追加	手数料 50,000円	長野県 収入証紙	手数料 50,000円	収入印紙
更新				

※ 一般建設業と特定建設業の手数料等は、別々に計算します。

※ 知事許可の収入証紙は「副本」の「別紙三（はり付け欄）」に、大臣許可の収入印紙は「正本」の同欄に貼付してください。証紙や印紙は、消印しないでください。

※ 大臣許可の登録免許税は、浦和税務署（埼玉県さいたま市浦和区常盤 4-11-19）に直接納入するか、又は日本銀行が最寄りの日本銀行歳入代理店又は郵便局から、浦和税務署あて納入した上で、領収証書を「正本」の「許可申請書別表」の裏面に貼付してください。

※ 手数料は、許可申請と審査に対するものであるため、審査の結果許可を受けられなかった場合や申請を取り下げた場合でも、還付されません。なお、登録免許税（大臣の新規許可の場合）は、還付を受けることができます。

(3) 許可通知書の交付

許可通知書（P. 18）は、主たる営業所の所在地を管轄する建設事務所（許可申請書類を提出した建設事務所）から交付されます。国土交通大臣許可を申請した場合は、関東地方整備局から直接申請者宛に郵送されます。

紛失しても再発行はいたしませんので、許可申請書の副本とともに大切に保管してください。紛失してしまった場合等で、建設業の許可を受けていることの証明が必要な場合は、主たる営業所を管轄する建設事務所建設業許可証明書の交付を受けられます。（大臣許可の場合は、県庁建設政策課建設業係において建設業許可確認書の交付を受けられます。）

(4) 許可申請の取下げと拒否

ア 許可申請の取下げ

許可申請を行った後、申請者の都合によりその許可申請を取り下げようとする場合は、許可の取下げ願（様式1 P. 19）を提出してください。大臣許可申請の場合は、関東地方整備局に直接提出してください。

イ 許可申請の拒否

審査の結果、許可を行わないこととした場合は、許可の拒否通知が申請者に対して交付されます。

ウ 許可申請の取下げ又は拒否に伴う登録免許税の還付

表8 申請手数料納入（収入証紙貼付）例（知事許可の場合）

申請区分	現在受けている許可	受けようとする許可	例（既許可業種 申請業種）	手数料
1 新規		一般建設業	なし 般 土 般 と 新9	9万円
		特定建設業	なし 特 土 特 と 新9	9万円
		一般+特定建設業	なし 般 土 特 と 新9 新9	18万円
2 許可換え新規	国土交通大臣許可	知事許可 （新規と同様）	（同左）	（同左）
3 般・特新規	一般建設業	特定建設業	般 土 特 土 特 と 新9	9万円
	特定建設業	一般建設業	特 土 般 建 般 と 新9	9万円
		一般建設業 （既許可業種を含む場合）	〔特 土 般 土 般 と 特 建 新9 特 土の廃業が必要〕	9万円
4 業種の追加	一般建設業	一般建設業	般 土 般 と 般 水 追5	5万円
	特定建設業	特定建設業	特 土 特 と 特 水 追5	5万円
	一般+特定建設業	一般建設業	〔般 土 般 水 特 と 追5〕	5万円
	一般+特定建設業	特定建設業	〔般 土 特 水 特 と 追5〕	5万円
	一般+特定建設業	一般+特定建設業	〔般 土 般 建 般 管 特 と 追5 特 水 追5〕	10万円
5 更新 有効期間の調整をする場合を含む	一般建設業	一般建設業	〔般 土 般 土 般 水 般 水 更5〕	5万円
	特定建設業	特定建設業	〔特 土 特 土 特 水 特 水 更5〕	5万円
	一般+特定建設業	一般+特定建設業	〔般 土 般 土 特 水 更5 特 水 更5〕	10万円
		一般建設業（有効期間調整しない場合）	〔般 土 般 土 特 水 更5〕	5万円
		特定建設業（有効期間調整しない場合）	〔般 土 特 水 特 水 更5〕	5万円

(注) 1 「例」の欄の見方

許可を受けようとする建設業 一般建設業 = 般 特定建設業 = 特 般 土 業種
 申請区分 新規（許可換え新規、般・特新規を含む） = 新 新9 手数料(万円)
 業種の追加 = 追
 更新 = 更

2 「許可の有効期間の調整」とは、別個に二以上の許可を受けている場合、一の許可の更新を申請する際に、有効期間の残っている他の建設業の許可についても同時に一件の許可の更新として申請し、全てをあわせて一件の許可の更新として許可することをいう。

申請区分	現在受けている許可	受けようとする許可	例(既許可業種 申請業種)	手数料
6 般・特新規 + 業種の追加	一般建設業	新 特定建設業 追 一般建設業	般 土 特 建 般 水 新 9 追 5	14万円
	特定建設業	新 一般建設業 追 特定建設業	特 土 般 建 特 水 新 9 追 5	14万円
		新 一般建設業 (既許可業種を含む場合) 追 特定建設業	{ 特 土 般 土 特 水 特 建 新 9 追 5 特 土の廃業が必要	14万円
7 般・特新規 + 更 新	一般建設業	新 特定建設業 更 一般建設業	般 土 特 建 般 土 新 9 更 5	14万円
	特定建設業	新 一般建設業 更 特定建設業	特 土 般 建 特 土 新 9 更 5	14万円
		新 一般建設業 (既許可業種を含む場合) 更 特定建設業	{ 特 土 般 土 特 建 特 建 新 9 更 5 特 土の廃業が必要	14万円
8 業種の追加 + 更 新	一般建設業	追 一般建設業 更 一般建設業	般 土 般 と 般 土 追 5 更 5	10万円
	特定建設業	追 特定建設業 更 特定建設業	特 土 特 と 特 土 追 5 更 5	10万円
	一般+特定建設業	追 一般建設業 更 一般+特定	{ 般 土 般 建 特 水 追 5 般 土 特 水 更 5 更 5	15万円
		追 特定建設業 更 一般+特定	{ 般 土 特 建 特 水 追 5 般 土 特 水 更 5 更 5	15万円
		追 一般+特定 更 一般+特定	{ 般 土 般 建 特 管 特 水 追 5 追 5 般 土 特 水 更 5 更 5	20万円
9 般・特新規 + 業種の追加 + 更 新	一般建設業	新 特定建設業 追 一般建設業 更 一般建設業	特 建 新 9 般 と 般 水 追 5 般 土 更 5	19万円
	特定建設業	新 一般建設業 追 特定建設業 更 特定建設業	般 建 般 と 新 9 特 水 追 5 特 土 更 5	19万円
		新 一般建設業 (既許可業種を含む場合) 追 特定建設業 更 特定建設業	{ 般 土 般 と 新 9 特 水 追 5 特 建 更 5 特 土の廃業が必要	19万円